

書記長

# 鳥取縣令

## 訓令



昭和二十二年九月二十六日  
第八百四十六號

金曜日

○鳥取縣訓令甲第四十八號

警察部長  
警察署長

倉吉警察署巡查受持區劃を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

受持番號 派出所駐在所名 受持區域

二八 上井町の内大字上井  
二九 上井巡查派出所 同 大字海田、福庭、清谷

上北條村受持を第三十號として以下各受持番號を順次一號宛繰り下げる。

## 告示

○鳥取縣告示第四百二十號

鳥取縣知事 西尾愛治

東伯郡上井町に巡查部長派出所を設置する。

昭和二十二年九月二十六日

○鳥取縣告示第四百二十一號

鳥取縣知事 西尾愛治

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年九月二十六日

本籍地 靜岡縣賀茂郡岩科村大字岩科南側三三八  
開業地 氣高郡中郷村字露谷五八

昭和二十二年九月十日住所變更に依り助産婦名簿取消方願出たので同九月二十日取消

大正四年一月二十三日生

鳥取縣告示第四百二十二號

九月十七日執行の鳥取縣食糧調整委員會委員選舉に次の者が當選した。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事 西尾 愛治 氏名

住 所	氏 名
鳥取市富安二五番地	有本 健太郎
同 卯垣二番地	馬淵 秋男
米子市灘町三丁目一九番地	足鹿 寛
同 車尾二六二番地	角崎 啓一
鳥取縣岩美郡岩井町大字宇治六五八番地小	谷 久雄
同 倉田村大字國安九三一番地	千代 尾泰寛
同 八頭郡國英村釜口七〇三番地	佐藤 長男
同 智頭町大字城原一八四番地	國岡 靜雄
同 氣高郡松保村大字里仁二九番地大一番屋敷	森木 武夫
同 寶木村大字富吉二〇二番地	村上 國太郎
同 東伯郡西郷村大字伊木	福井 亮
同 由良町大字大谷	梅津 善壽

同 西伯郡成實村大字石井七八二番地	齊木 光昌
同 宇田川村大字福岡一〇五三番地松	原 鹿藏
同 日野郡溝口町大字金屋二〇二〇番地	八江 正一
同 福榮村大字神福一五三九番地	橋上 千松

鳥取縣告示第四百二十三號

物價統制令第四條の規定によつて、鮮魚介類の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百二十六號(販賣價格適用地域指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事 西尾 愛治

一、販賣價格の統制額

(1) 丸
-------

卸賣業者販賣價格の統制額 (一貫につき) 小賣業者販賣價格の統制額 (百匁につき)

級	品 種	甲 地 域	乙 地 域	丙 地 域	甲 地 域	乙 地 域	丙 地 域
一級	まだい、ちだい(はなだい)、れんごだい、さわら、すすき、ぶり、ひらまさ(ひらす)、めばち、かんばち(あかばな)、きはだ、まぐろ(九月、五月)、まながつお、まかじき、しろかわかじき、くろかわかじき	九三圓二〇	一〇五圓八〇	一〇七圓九〇	一〇圓四〇	一一圓二〇	一二圓五〇
二級	しまあじ、しらうお、ひらめ、あまだい、さけ、いとより、びんなが、まがつお	八四、〇〇	九六、〇〇	九八、〇〇	九、五〇	一一、二〇	一一、四〇
三級	まはた、きじはた(あこ又はほしはた)、めいちだい、たまみ(くちみだい)、めかじき、はも(五月、十月)、きす、さより、にべ、ほうほう、ほんます(さくらます)おひよう、もんこういか、あおいいか	七四、八〇	八六、二〇	八八、一〇	八、五〇	一〇、一〇	一一、三〇
四級	からふとます、まぐろ(六月、八月)、ほしがれい(へいじがれい)、くろだい、ふえだい(いせき)、しまだい(いしだい)、いしがきだい、こしようだい、へだい、こうだい、めだい、あら(ぼた)、くえ、むつ、はも(十一月、四月)、はしようかじき、鯨正肉(軟)、尾羽皮及び百尋を含み煮熟したものを含む)、はりいか、まいか(すみいか又はこういか)、ひしほいか	六五、六〇	七六、四〇	七八、二〇	七、六〇	九、〇〇	九、三〇
五級	いぼたし、あおだい、ひめだい(おご又はほんすびき)、はまだい(あなたが又はあかちびき)、かます類、ほら、きんめだい、いさき、めいたがれい、まつかがれい、いしがれい、まごがれい(あまてがれい)、たなぎむしがれい(さくがれい)、むしがれい(みずがれい)、その他のさわら、まだこ、いいたこ、やうりか、けんさきいか(あかいか)、魚卵						

六級 したびらめ、あなご、こちあいなめ、あぶらめ又はあぶらた(おにほこせ、おきこり、やがら、めぼるきかまご、まはせ、ひげだらく、くるひげだら、あかひげだら(なます)そい、たかべ、まんだい、きほぼ、おじきさんま(九月-十二月)たち(ししき)えぞ、めぬけ(さんごめぬけ、ばらめぬけ又はこうじんめぬけを含む)むししいら

六一、〇〇 七一、五〇 七三、三〇 七一、〇 八、五〇 八、七〇

七級 かわはぎ、のどぐろ(五寸以上のもの)さば大(三〇匁以上のもの)そうだがつお(めじか、うすわ、しおわ等のまるそうだがつお及びひらそうだがつおを含む)まづねがつお(はがつお、すじがつお又はほうさん)すまがつお(やいと)まがれい、くろがしらがれい、なめたがれい、とびうお、このしろ、あさうだい、まとうだい、かがみだい、あいで、ひめじ、たかさご、もうかきめ(ねずみさめ)かながしら、たちうお、めごち、その他のこち、その他のあなご、まづこうくら正肉、するめいか

五一、八〇 六一、七〇 六三、四〇 六一、〇 七、五〇 七、七〇

八級 いしなぞ、さす、ひら、さつば、まぢ(きんき又はきんき五寸以上のもの)あさきめ、ほしきめ、みづたこ、てながだこ、北海道産まだこ、いるか正肉

四二、六〇 五一、九〇 五三、五〇 五二、二〇 六、四〇 六、六〇

九級 ちか、きりり、いゆし類、さば小(三〇匁未満のもの)またち、いかなご(一寸五分未満のもの)あさばがれい、あかがれい、そちはもがれい

三三、四〇 四二、一〇 四三、六〇 四、二〇 五、四〇 五、六〇

一六、八〇 三七、二〇 三八、六〇 三、七〇 四、八〇 五、〇〇

十級 ししやも、さんま(一月-八月)さんのじ、めじな(くるうお)あかえいすけとうだち、その他のかははぎ、その他のかれい類、いるが、鯨の内臓

二四、二〇 三三、三〇 三三、七〇 三三、三〇 四〇、三〇 四〇、五〇

十一級 のどぐろ(五寸未満のもの)ほつけ、ほしん、きちぢ(きんき又はきんき五寸未満のもの)あんどうい(がなご)(一寸五分以上のもの)わらすか(ほけわらすかを除く)こまい、やじめ、あぶらぎめ、よしきりさめ、さめ(三貫以上のもの)その他のおこせ、その他の海獣肉、海産性あみ

一九、六〇 二七、四〇 二八、七〇 二二、八〇 三、八〇 四、〇〇

十二級 こうじん、しろえい、かすべ、あぶらがれい、さめがれい、白子

一五、〇〇 二二、五〇 二三、八〇 二二、三〇 三、三〇 三、五〇

この統制額中しろかわがしき、くろかわがしき、めかじき、ほしようかじき、まかじき、まきろ、きはだ及びめぼちについては丸の統制額は、一尾五貫以上のものは、内臓及びえらを除いたもの、統制額で一尾五貫未満のものは、内臓えらつきのもの、統制額、一尾五貫以上のもの、内臓及びえらつきのもの、統制額はこの表の統制額の一割五分下げ、内臓を除きえらつきのもの、統制額はこの表の統制額の一割下げとする。

この統制額中、もうかきめ、あさきめ、ほしきめ、たば三貫以上のさめ、つごさめ及びたしきりさめについては丸の統制額は、内臓を除いたもの、統制額で内臓つきのもの、統制額は、この表の統制額の一割五分下げとする。

この統制額中、及びその他の海獣については丸の統制額は、内臓を除いたもの、統制額で、内臓つきのもの、統制額はこの表の統制額の一割下げとする。

また、すけとうだち及びこまいの無頭のもの、統制額は、その品種の丸の統制額の一割五分下げとする。

(何) なまり及びゆでもの  
 かつお及びびんながのなまり 一〇一、六〇 一三〇、四〇 一三五、二〇 一八一、八〇 一四、九〇 二五、四〇  
 さば及びそらだがつおのなまり 一三三、六〇 一三八、四〇 一四二、六〇 一三二、二〇 一四、九〇 一五、四〇  
 まり  
 まだこのゆでもの 一六、五〇 一三六、六〇 一三九、九〇 一三、六〇 一四、七〇 一五、一〇  
 みかだこ、てながだこ及び北海道産まだこのゆでもの 九三、五〇 一七、九〇 一三二、〇〇 一〇、一〇 一三、七〇 一三、二〇

(イ) 貝 類

かきのむきみ(十一月十四月、ゆでむきみを含む) 一五二、二〇 一七三、〇〇 一七六、五〇 一七、六〇 三〇、〇〇 三〇、四〇  
 扇(五月十十月同) 八一、〇〇 九五、二〇 九七、六〇 九、八〇 一一、四〇 一二、五〇  
 ほたてがいのからつき 一八、一〇 二二、六〇 二三、三〇 二、六〇 三、二〇 三、三〇  
 同 むきみ 六五、一〇 七三、九〇 七五、四〇 七、八〇 八、八〇 九、一〇  
 同 ゆでむきみ 八九、一〇 一〇〇、三〇 一〇一、三〇 一〇、二〇 一一、五〇 一一、八〇  
 とりがいの扇 八、二〇 九、六〇 九四、三〇 九、九〇 一一、〇〇 一一、三〇  
 みるがいのからつき 三九、五〇 四五、九〇 四七、〇〇 五、一〇 五、九〇 六、〇〇  
 あかがいの同 二五、三〇 三〇、四〇 三二、二〇 三、四〇 三、四〇 四、一〇  
 とこおしの同 三二、三〇 三八、一〇 三九、一〇 四、二〇 五、〇〇 五、二〇  
 同むきみ(むでむきみを含む) 六〇、八〇 六九、三〇 七〇、七〇 七、四〇 八、三〇 八、五〇

はまぐりのからつき 一二、五〇 一六、三〇 一七、〇〇 一、八〇 二、二〇 二、三〇  
 えのからつき  
 はまぐりのむきみ 八九、一〇 一〇〇、三〇 一〇二、二〇 一〇、二〇 一一、五〇 一一、八〇  
 あさりのからつき 六、七〇 一〇、一〇 一〇、七〇 一、〇〇 一、四〇 一、六〇  
 同 むきみ 六三、七〇 七二、三〇 七三、八〇 七、七〇 八、六〇 八、八〇  
 同 ゆでむきみ 一〇五、〇〇 一一七、四〇 一二九、五〇 一二、〇〇 一三、四〇 一三、七〇  
 ばかがい(あおやき)のからつき 六、七〇 一〇、一〇 一〇、七〇 一、〇〇 一、四〇 一、六〇  
 同 むきみ 六〇、五〇 六九、一〇 七〇、六〇 七、四〇 八、二〇 八、四〇  
 同 ゆでむきみ 二〇五、〇〇 二一七、四〇 二一九、五〇 二二、〇〇 二三、四〇 二三、二〇  
 もがいの(さるぼう、こあかがい)のからつき 四、一〇 七、八〇 八、三〇 六〇 一、一〇 一、二〇  
 同 むきみ 五〇、九〇 五八、四〇 五九、六〇 六、四〇 七、四〇 七、六〇  
 同 ゆでむきみ 八八、〇〇 九八、八〇 一〇〇、六〇 一〇、一〇 一一、四〇 一一、六〇  
 しおふきのからつき 二、四〇 三、二〇 三、六〇 三、〇〇 三、五〇 六〇  
 同 むきみ 四八、〇〇 五五、二〇 五六、四〇 六、一〇 六、九〇 七、一〇  
 同 ゆでむきみ 七三、六〇 八三、二〇 八四、八〇 八、八〇 九、九〇 一〇、二〇  
 たいらがいのからつき 三九、五〇 四五、九〇 四七、〇〇 五、〇〇 五、八〇 六、〇〇  
 同 むきみ 五三、八〇 六一、四〇 六二、七〇 六、四〇 七、四〇 七、六〇  
 同 桂 一一〇、七〇 一二三、七〇 一二五、九〇 一二、八〇 一四、二〇 一四、五〇

(二) 切身(御賣)

品名	種	卸賣業者販賣價格の統制額(十貫につき)		
		甲地域	乙地域	丙地域
まかじき、しろかわかじき、くろかわかじき	切身	一二四、三〇〇	一四一、一〇〇	一四三、九〇〇
まかじき	車切	一〇七、一〇〇	一二二、六〇〇	一二四、〇〇〇
まぐる(九月十五日)	切身	一二六、五〇〇	一三三、三〇〇	一三四、九〇〇
	車切	一〇三、六〇〇	一二七、六〇〇	一一九、九〇〇
	切身	一二四、三〇〇	一四一、一〇〇	一四三、九〇〇
	車切	一〇九、七〇〇	一二四、五〇〇	一二七、〇〇〇
同(六月八月)	切身	九三、七〇〇	一〇九、二〇〇	一一一、八〇〇
	車切	八三、〇〇〇	九五、五〇〇	九七、八〇〇
めばち	切身	一〇三、六〇〇	一二七、六〇〇	一三九、九〇〇
	車切	九三、七〇〇	一一四、九〇〇	一一七、五〇〇
めかじき	切身	八八、〇〇〇	一〇一、四〇〇	一〇三、七〇〇
	車切	一〇九、四〇〇	一二七、三〇〇	一三〇、三〇〇
ばしようかじき	切身	七三、二〇〇	八九、九〇〇	九二、〇〇〇
	車切	六六、六〇〇	八一、一〇〇	八三、五〇〇
もうかざめ(ねずみざめ)正肉	切身	五九、四〇〇	七三、一〇〇	七九、七〇〇
あぶらざめの正肉、つのだめの正肉	切身	五九、四〇〇	七三、一〇〇	七九、七〇〇

同(肉) 腹皮付	四九、〇〇〇	六八、五〇〇	七一、八〇〇
よしまりざめ正肉	四四、六〇〇	五二、三〇〇	六五、三〇〇
かすべ	二五、〇〇〇	三七、五〇〇	三九、六〇〇
さめがれ正肉	四〇、五〇〇	六〇、八〇〇	六四、二〇〇
あおざめ 同	三〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四七、五〇〇
	五二、〇〇〇	六五、八〇〇	六八、一〇〇

この表で切身とは頭部(えら蓋を含む)内臓、尾部、鳍、かま(頭部のつけ根の骨)及び脊椎骨を除いたものをいふ、車切とは頭部(えら蓋を含む)内臓、尾部、鳍及びかま(頭部のつけ根の骨)を除き、脊椎骨をつけてこれを切斷したものをいう。

小賣業者販賣價格の統制額(十貫につき)  
甲地域 乙地域 丙地域

まぐる(九月十五日) まかじき、しろかわかじき、くろかわかじき	三、七〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇
きはだ、めばち	三、五〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇
すずき、かんばち(あかはな)	三、二〇〇	三、八〇〇	三、九〇〇
ひらふさぎ、まはた、まじはた(あぶらばはしはた)めかじき	三、〇〇〇	三、五〇〇	三、六〇〇
びんなが、ばしようかじき	三、九〇〇	三、四〇〇	三、五〇〇
ぶり、まぐる(六月八月)	二、八〇〇	三、三〇〇	三、四〇〇
しまあじ、ひらめ、まめひめ	二、七〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇

さわら、はも(五月—十月)(割き)	二、六〇	三、一〇	三、三〇
またい、まながつお、ちだい(はなだい)あまたい、さけ	二、五〇	二、九〇	三、〇〇
にべ、はも(十一月—四月)(割き)	二、四〇	三、九〇	三、〇〇
くろだい、ふえだい(せいき)しまだい、いしだ(と)こしまだ(い)	二、三〇	二、八〇	二、九〇
へだ(い)、あら(ぼた)くえ	二、二〇	二、七〇	二、八〇
ほんます(さくらます)いしがきだ(い)、ころだ(い)、めだ(い)	二、一〇	二、六〇	二、七〇
たまみ(くちみだ(い))おひよう(さん)ごめぬけ、はらめぬけ及びころ	二、〇〇	二、四〇	二、五〇
じんめぬけ(を含む)	二、二〇	二、六〇	二、七〇
からふとます、むつ、ぼら、まつか、わがれい、あおだ(い)、ひめだ(い)(お	一、九〇	二、三〇	二、四〇
こ又はほんちびき)はまだ(い)(おなか又ははちびき)そい、しいう	一、八〇	二、一〇	二、二〇
きんめだ(い)	一、六〇	二、〇〇	二、一〇
めいちだ(い)、こち、あこうだ(い)	一、五〇	一、八〇	一、九〇
鯨正肉(まつころ鯨を除く)その他のさわら、おきこい、まんぞい	一、四〇	一、七〇	一、八〇
あなご(割き)もうかさめ(ねずみかさめ)正肉	一、三〇	一、七〇	一、八〇
そうだがつお(めじか、うすわ、じぶわ等のまるそらだがつお及びひ	一、二〇	一、六〇	一、七〇
らそうだがつおを含む)まつねかつお(はがつお、すちがつお又はほ	一、一〇	一、五〇	一、六〇
うさん)すまがつお(キイト)	一、〇〇	一、四〇	一、五〇
あぶらさめ正肉、つのさめ正肉、よじきりさめ正肉	九〇	一、三〇	一、四〇
その他のあなご(割き)たちうお、いしなご	八〇	一、二〇	一、三〇
さば、またら、まつころ鯨正肉、ほしざめ正肉、あおさめ正肉	七〇	一、一〇	一、二〇
かすべ正肉、きめがれい	六〇	一、〇〇	一、一〇

すけとうたら  
いあか正肉、めじな(くろうを)あかま  
さめ(三貫以上のもの)  
しみえい、かすべ(むき)  
あんこう

二、甲地域とは沿岸市町村をいう。	八、七〇	二、四〇	二、三〇〇
但し鳥取市(賀露町を除く)米子市、福部村(元塩見	一、四〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇
村のみ)瑞穂村、安田村、八橋町(宇徳萬のみ)は乙	九〇	一、二〇	一、三〇
地域の販賣価格の統制額を適用する。	八〇	一、一〇	一、二〇
三、乙地域とは蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、倉田	七〇	一、〇〇	一、一〇
村、米里村、津ノ井村、面影村、宇倍野村(以上岩美	六〇	九〇	一、〇〇
郡)大穂村、美穂村、豊實村、大正村、東郷村、松保	五〇	八〇	九〇
村、千代水村、吉岡村、湖山村、大郷村、鹿野町、日	四〇	七〇	八〇
置村、日置谷村、中郷村、勝部村、逢坂村、勝谷村	三〇	六〇	七〇

品 種 卸賣業者販賣価格の統制額 (一貫につき) 小賣業者販賣価格の統制額 (百斤につき)

甲地域 乙地域 丙地域 甲地域 乙地域 丙地域

四、丙地域とは甲地域及び乙地域を除いた地域をいう。  
但し卸賣業者販賣価格の統制額は東伯郡倉吉町のみ適用する。  
五、この表の各地域の卸賣業者販賣価格の統制額は小



賣業者販賣價格の統制額とは、卸賣業者又は小賣業者が、それ／＼當該地域においてこの表の品種を引渡す場合の統制額をいう。

生産者若しくは生産者の團體がこの表の品種の加工業者又は直接需要者に對してこの表の品種を販賣する場合は販賣する地域に従い、それ／＼當該地域の卸賣業者販賣價格の統制額の五分引とする。

六、卸賣業者が大消費者に對して販賣する場合の統制額は、別段の定めがある場合を除き卸賣業者販賣價格の統制額による。右の大消費業者とは鮮魚介一口五貫以上を業務購入する者をいう。

七、この表の統制額には、運賃諸掛りを含む。  
八、この表の統制額には荷造包装費(水代を含む)を含む。通樽、通桶、通函又は通籠等の通容器を使用し、中味賣する場合の容器の損料及び返送費(回收費を含む)は賣主の負擔とする。

九、生産者若しくは生産者の團體又は卸賣業者がこの表の品種を水面で引き渡す場合の統制額は、その水面

が地先水面である沿岸市町村において適用されるその地域の卸賣業者販賣價格の統制額の二割五分下げとする。

七、丸とは、尾賣りのものをい、別段の定めのある場合の外は、内臓抜きのものを含む。  
切身とは、別段の定めがある場合の外、頭部(えら蓋を含む)内臓及び尾部を除いて切断處理したものをいう。但しあなご、くろあなご、ぎんあなご及びその他のあなご類は有頭のものを含む。

正肉とは、頭部、尾部、内臓及び皮を除いたものをいう。但しあぶらさめ及びつのさめは背椎骨のみを附けたものを含み、かすべは骨を附けたものを含み、刺ぎとは、尾部及び内臓を除いて皮を剥いたものをいう。

切身又は割でこの告示の定めであらざるものは、統制額は、丸の統制額による。丸だけの統制額を定めたるものを切身又は割きとした場合には、丸の統制額による。

十一、無頭にしたもの、統制額は別段の定めのある場合

の外は、その品種の丸の統制額の三割上げとする。但し一級及び二級の魚種についてはこの限りではない。  
十二、無頭(は頭部(えら蓋を含む)及び内臓を除いたもの)をいう。

十三、この表の品種で丸のものを切身又は車切りで販賣することを條件として販賣の委託をした場合の統制額は、その引き渡し地におけるその品種の丸の卸賣業者販賣價格の統制額とする。

十四、ゆで物、一尾物、その他軽度の加工を施したものの統制額は、この表に別段の定めのある場合及び物價廳長官が物價統制令第四條の規定によつて別に統制額を定めた場合のほかはこの表中この品種について定めたる丸又は切身の統制額による。

十五、この表の統制額は、釣餌、燻餅及びかつを釣用生餌に供用するものには、これを適用しない。  
十六、この表の品種で形の小又は表わし方の方言により名稱を異にする場合も、それに相當する品種の統制額による。

十七、公認出荷機關が甲地域(陸揚地)において公認荷受機關又は加工業者その他縣知事の指定するものに引渡すときは、甲地域(陸揚地)卸賣業者販賣價格の統制額に三分を加算することが出来る。

十八、この表の品種を農林大臣又は縣知事の指圖に従つて海上輸送その他特別の輸送方法によつて消費地に輸送した場合は、この表の統制額に物價廳長官の承認を得た額を加算することが出来る。

鳥取縣告示第四百二十四號

物價統制令第四條の規定によつて鮮魚介類の販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十二年六月鳥取縣告示第四百二十七號(鮮魚介類の販賣價格指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治





貨物價値低減示第... (江)この表の指定地區販賣取扱價格の統制類は(江)の指定地區内において販賣業者がその店先又は工場において、需業者に販賣する際適合の統制額を遵守し、(四)販賣、震害及びその他の災害地にして都道府縣知事の指定した町村... (五)その他都道府縣知事において特に必要と認め都道府縣知事の指定した町村... 鳥取縣告示第四百二十六號

昭和三十八年五月農林省告示第三五五號第一項第三號の規定に準じ、昭和二十二年九月二十六日、鳥取縣告示第四百二十六號、鳥取縣知事 西園寺 尾 愛三 治三〇

- 普通薪 宇伯野村 成器村 大茅村 津ノ井村 福部村 本庄村 小園村 浦富町 東村
- 岩美郡 米戸村 成器村 大茅村 部村 小田村
- 東村 岩井町 蒲生村
- 八頭郡 國中村 船岡村 大伊村 西郷村 散岐村
- 大御門村 津村 安部村 八東村 丹比村
- 若櫻町 池田村 上私郡村 中私郡村
- 下私郡村 大村 佐治村 社村 智頭町
- 山郷村
- 氣高郡 神戸村 大和村 東郷村 明治村 吉岡村
- 大郷村 末恒村 小鷺河村 日置村 中郷村
- 勝部村
- 東伯郡 西郷村 舍人村 東郷松崎村組合村 中東郷村
- 花見村 小鹿村 三徳村 旭村
- 竹田村 小鴨村 上小鴨村 矢送村 山守村
- 北谷村 高城村 榮村 上郷村 古布庄村
- 以西村 成美村 上中山村

- 岩井町 蒲生村
- 八頭郡 大御門村 散岐村 大御門村 津村 安部村
- 西郷村 池田村 上私郡村 中私郡村
- 中郷村 智頭町 日置村
- 氣高郡 神戸村 東郷村 明治村 松保村 吉岡村
- 大郷村 末恒村 小鷺河村 日置村 勝部村
- 蓬坂村 勝部村
- 東伯郡 西郷村 舍人村 東郷松崎村組合村 中東郷村
- 花見村 小鹿村 三徳村 旭村 竹田村
- 小鴨村 上小鴨村 矢送村 山守村 北谷村
- 高城村 榮村 上郷村 古布庄村
- 以西村 成美村 上中山村
- 上長田村 東長田村 賀野村 縣村
- 宇伯野村 高雲村 大山村 (名御村) 光徳村

日野郡 逢坂村

木炭 岩美郡 米戸村 成器村 大茅村 部村 小田村

西伯郡 大園村 法勝寺村 上長田村 東長田村 賀野村 大山村 名和村

八頭郡 國中村 船岡村 大伊村 西郷村 散岐村

日野郡 八郷村を除くその他の町村

若櫻町 池田村 上私郡村 中私郡村

普通薪 家庭用一世帯當り毎薪炭年度三十束 (標準新換算)

下私郡村 大村 佐治村 社村 智頭町

鳥取縣告示第四百二十七號 鳥取縣燃料需給調整委員會規程を次のように定め公布の日からこれを施行する。

山郷村 氣高郡 神戸村 大和村 東郷村 明治村 吉岡村

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大郷村 末恒村 小鷺河村 日置村 中郷村

第一條 本會は鳥取縣燃料需給調整委員會と稱し、事務所を鳥取縣廳内に置く。

